

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 一 夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大田原 吉 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 黒 英 史
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成14年8月9日 企業会計審議会））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（平成15年10月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成17年11月4日開催の取締役会において、フォトイメージング事業の新たな構造改革の方向性について決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。